

天海訴訟を支援する会

ニュース 2020/4/23 No. 23

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ等 振込先
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

5月1日(金) 予定の裁判は

〈新型コロナ感染症対応により〉 **中止となりました。**

次回予定は決まっています。

決定次第皆様にお知らせいたしますので、傍聴をお願いいたします。

生活を奪った千葉市は許せません！

原告 天海 正克

最近の進行協議・口頭弁論では「できる
とき」規定や他保険との相違点など中心に
争われていましたが、介護保険を申請しな
いことを理由に介護をすべてうちきること
は、障害者の生活を奪い、人権・尊厳を侵
害することになります。それを犯した千葉
市の責任は許せません。



こうしたことについて公
正な判決を希望するととも
に、不合理な障害者総合支援
法 7条を撤廃・見直すよう
国に求める判決を期待しま
す。

応援の
傍聴を！



原告 天海正克 さん

天海訴訟に勝利して障害者のいのち・人権を守ろう!!
介護のうちきりは憲法25条違反
障害者総合支援法第7条の介護保険優先原則を撤廃し
介護保険の利用料負担をなくそう！

天海訴訟の経過と

直面する課題

日本障害者センター 理事・事務局次長
山崎光弘



天海さん（70才）が、2014年7月、65才を迎えるにあたって障害福祉サービスの継続を求めて要介護認定の申請を行わなかったことを理由に、千葉市は障害福祉サービスの更新を拒否。この公的支給が打ち切られ、支援の継続のために事業所から月約14万円の自己負担が求められました。これに対し、天海さんは市の対応は権限の逸脱であるとして、2015年11月に千葉市を提訴しました。それから約6年を経た2020年、裁判所としては次回第22回口頭弁論で結審としたいという意向が示され、地裁での長い戦いに一定の結論が出ようとしています。

裁判の最大の争点は、岡山の浅田訴訟と同様に、要介護認定の申請をしないことを理由に障害福祉サービスを打ち切ることは、自治体の権限の逸脱であるか否かという点です。これまで、介護保険制度の訪問介護と障害福祉の居宅介護は相当するサービスか否か等も論点となってきましたが、裁判の終盤で千葉市が厚生労働省に障害者総合支援法7条の「できるとき」規定の法解釈について照会。厚生労働省 障害保健福祉部課長からの回答文書を裁判所に証拠として提出し、サービスの打ち切りは妥当であったと主張しています。裁判官の判断次第で

すが、この問題は浅田訴訟の成果を無に期す可能性さえ秘めています。

ここでは「できるとき」規定の問題を中心に、天海訴訟のいまの課題をお伝えします。

■厚生労働省の「できるとき」規定の解釈は障害福祉の打ち切りを容認する

総合支援法7条には、「自立支援給付は、他の法令に基づく給付又は事業であって…利用することができるときは…自立支援給付（を）…行わない」という記載があります。これを「できるとき」規定と言いますが、厚労省は“障害者の場合、介護保険給付等を受ける要件を一定程度、確実に満たしている（蓋然性がある）ので、65歳等で介護保険制度の対象となった場合、要介護認定の申請をしていなくても、自立支援給付は行わない”という法解釈を厚労省は示しています。厚生労働省は2009年初出の「適用通知」・2013年の事務連絡で、介護保険制度に申請しない障害者に対してはこの制度を周知徹底すること、制度の主旨や内容を理解していただいた上で申請してもらうように勧奨することを自治体に求めてきました。障全協の懇談で厚生労働省の担当職員は、先の法解釈をしても、通知・

事務連絡とは矛盾しない、これまで通り申請をしない障害者には周知と勧奨を求めていくと回答しています。しかし、仮に千葉地裁がこの法解釈を正しいとするなら、天海さんに対するサービス打ち切りは法的根拠に基づいた判断であり、違法ではないということになります。

■総合支援法の「できるとき」規定の矛盾

千葉市がこれまで主張し続けていた内容や他の法律における「できるとき」規定の内容を合わせて考えると、厚生労働省の法解釈には次のような問題があります。

①要介護認定の申請をすれば要介護となる可能性が高いと誰が判断するのか

千葉市は要介護認定をしないと認定された場合介護保険サービスの給付時間が何時間になるかも不明なため、障害福祉サービスの支給時間の決定ができないと主張しています。しかし、その一方で、千葉市は、

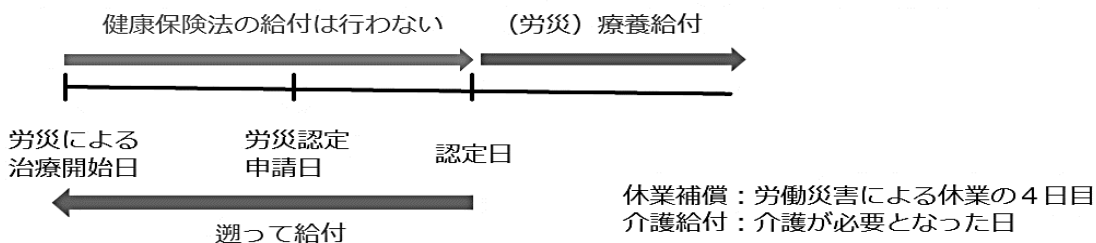
天海さんは申請すれば要介護となる可能性が高いと、要介護認定なしに判断しています。視覚障害者のように要介護申請をしても非該当となる方もいることを踏まえると、千葉市の主張は明らかに矛盾しています。

②総合支援法7条の「できるとき」規定は、他の法律の規定内容と異なる

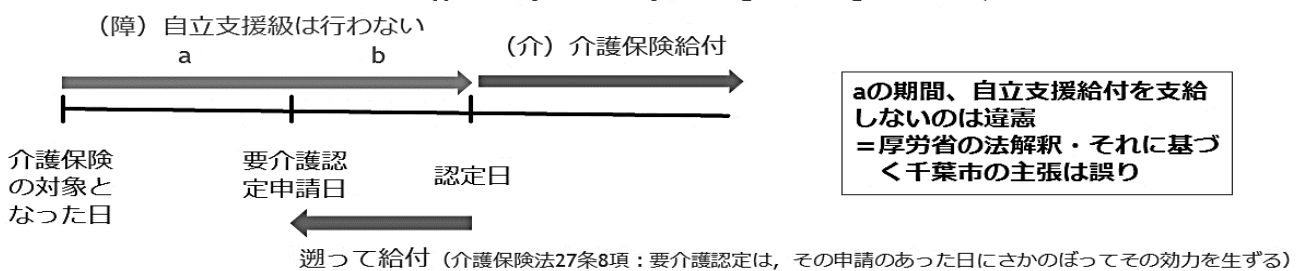
天海訴訟の弁護団は、厚労省の法解釈は他の法律の同規定とは異なっているため、解釈が間違っていると主張しています。具体的には、労働者災害補償保険法（療養給付）が適用される可能性がある場合は、健康保険法の給付は行われません。しかし、労災が認定された場合、労災による治療開始日に遡って医療費が支給されます。これに対し、介護保険制度の場合、訴求できるのは要介護申請日までであり(27条8項)、障害者が介護保険の対象となった日に遡ることはありません。そのため、総合支援法の「できるとき」規定は要介護認定の申請

図表1:「できるとき」規定の比較

■ 健康保険法55条の労働者災害補償保険法（療養給付）に係る「できるとき」規定



■ 障害者総合支援法7条の介護保険法（介護給付）に係る「できるとき」規定



日から支給決定ができる期間に適用されると解釈すべきとしています（図表 1 参照）。

■差し引き給付判決をさせないために

原告弁護団の主張からすれば、介護保険の対象となった日から要介護認定の申請日の間は、それまでどおり障害福祉サービスを全額支給すべきということになります。しかし、現在の裁判官は要介護認定を申請しなくても介護保険の支給量を決定できるのか否かに強くこだわっていると原告弁護団は考えています。

原告弁護団によれば、一般的に給付調整に係る裁判では差し引き支給、天海さんの場合で言えば少なくとも障害福祉の上乗せ分を支給すべきであったとする司法判断が下されるケースが多いそうです。しかし、障害福祉サービスの支給決定は障害がある人が生活を送るのに必要な時間分が支給されるのであって、それ以上の支給決定が行われることはほとんどありません。場合によっては、それだけでは足りないケースも多くあり、一般的な給付調整とは意味が全く異なります。

広島では要介護認定をしないことを理由に、障害福祉の上乗せ分に支給量が削減されたことは違法であるとして裁判が行われており、天海訴訟の判決は同訴訟にも大きな影響を与えかねません。また、こうした判決は浅田訴訟の成果を後退させるといっても過言ではありません。私たちは、千葉市の主張に明確に反対するとともに、厚生

労働省が求めるように、要介護申請しない障害者に対する周知と勧奨の継続を徹底させ、少なくとも障害福祉サービスの打ち切りはしないように裁判所に働きかけていく必要があります。

特に、この問題は弁護団と裁判官との間での交渉の範囲を超えているのではないかと思います。判決にどれだけの影響を与えるかどうかについては未知数ですが、少なくとも差し引き給付をすべきであったといった判決が下されないように署名運動等に取り組んでいく必要があるのではないかと考えます。

会費・カンパのお願い

裁判費用、支援活動の経費等に充てるため、ご協力をお願いいたします。

郵便振替用紙を同封いたしました。

振込先

〒振替 00260-0-87731

「天海訴訟を支援する会」

通信欄に「会費」「カンパ」等、またメッセージなども一言あるとうれしいです。

